

請願第1号

香芝市学童保育所に関する請願書

平成27年3月3日

請願者

香芝市逢坂7丁目147-3

大津英里ほか20名

紹介議員

奥山隆俊

北川重信

河杉博之

中川廣美

小西高吉

関義秀

中村良路

中山武彦

川田裕

池田英子

下村佳史

中井政友

上田井良二

福岡憲宏

1. 請願の要旨

- ① 平日の学童保育における延長保育の実施時間を、午後7時まで延長することを求めます。
- ② 長期休暇等の学校休業日における学童保育時間について、午前7時30分から午後7時まで（市立保育所と同等の時間）となるよう延長することを求めます。

2. 請願の理由

- ① 児童福祉課に提出している保護者の勤務地・勤務時間・通勤時間からも分かる通り、18時30分までに迎えに行く事が困難な保護者が多数存在する現状において、私立保育園等に併設されている学童保育所の受け入れ人数には限りがあり、実際に希望の学童保育所に入所できない児童（予定を含む）が多数発生しているのが現状です。

またそれに伴い、主に母親が現在の勤務先を退職、または待遇の低下を余儀なくされているのが実際です。

女性の社会進出が叫ばれる中、実態とはあまりにもかけ離れた保育実態であり、その差を埋めるためには、少なくとも公立の学童保育所における保育時間を午後7時まで延長していただく事が、問題解決のための最小努力かつ効果的な政策であると考えます。

- ② 学校休業日における学童保育時間は、香芝市保育所の開閉所時間（午前7時30分から午後7時）に比べ、香芝市学童保育所は8時30分から18時と朝夕それぞれ一時間もの差があります。

勤務の関係で送迎ができないとなった場合、特に入学前の春休みに新生が一人で学童保育所まで通うのは非常に困難であり、また事件や事故に巻き込まれるなど、多大な危険が伴うことは明らかです。

長らく不況のため、育児にかかる費用を捻出するために共働きを余儀なくされる家庭は少なくありません。また、父子、母子家庭においては、退職や待遇の低下は死活問題です。

こどもの健全な育成、またそれに必要な環境整備を行うために不可欠である就労の安定化のため、学童保育時間の延長を切実に希望いたします。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。